

<活用パターンの検討にあたって>

●地下空間の大別（主に法律的な観点から）

○以前の西堀ローサのように「地下街」として再整備

⇒建築基準法や消防法などの様々な法規制がかかるが、店舗やイベントなど、利用者が滞留可能な地下空間として活用可能

○万代クロッシングのように「地下通路」として再整備

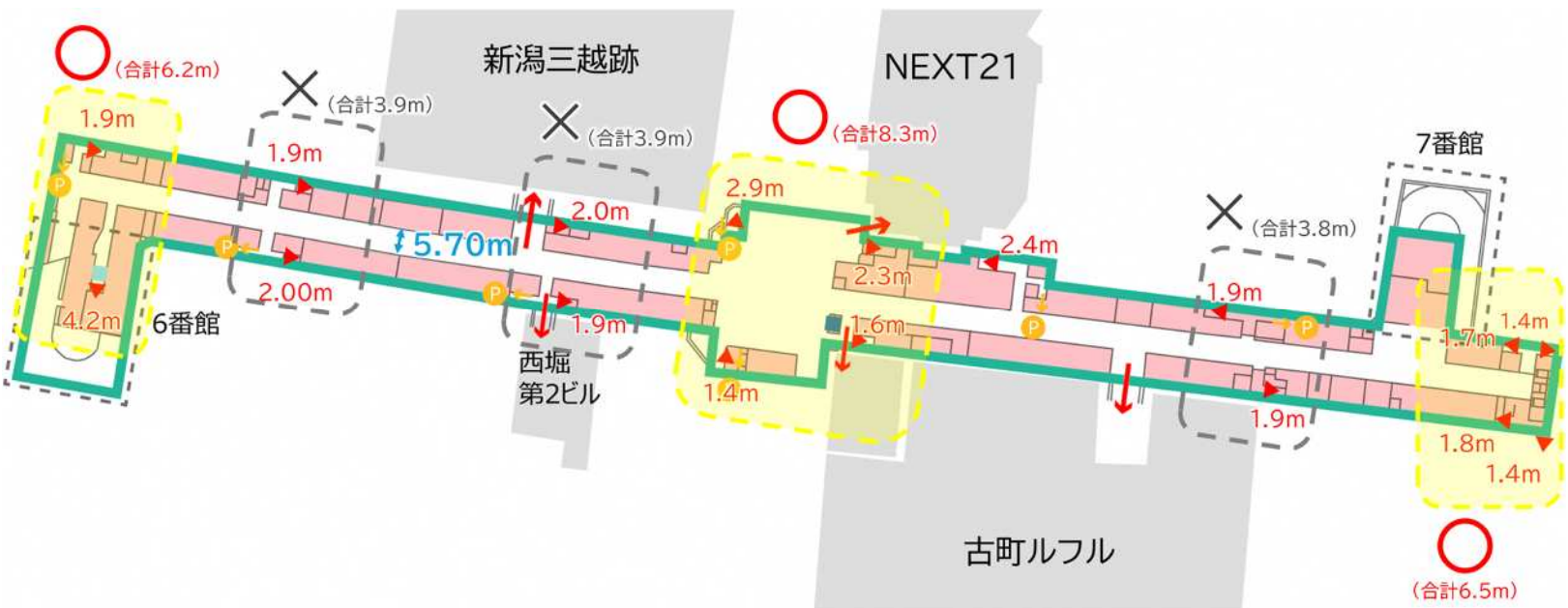
⇒建築基準法や消防法などの法規制は厳しくないが、店舗やイベントなど、利用者が滞留するような活用は不可

1. 地下街に関する建築基準法の概要

- ・地上に通じる避難階段までの歩行距離の制限
- ・地下道両端の地上への階段幅の合計を地下道の幅員以上とすること
- ・非常用照明、排煙設備を設置しなければならない（予備電源が必要）
- ・各テナント部分と地下道の間を防火区画としなければならない

2. 西堀地下施設の現状

- ・地下道の幅員は5.7 m。各階段の概ねの幅は下図参照。
- ・階段幅の合計 ≥ 地下道の幅員 の条件を満たすのは黄色塗の3か所



3. 活用パターンの検討

活用パターンのイメージ	判定
全体を「地下通路」として再整備 	○
半分を「地下街」として、もう半分を「地下通路」として再整備 	○
部分的に「地下街」として再整備し、他の部分は「地下通路」として再整備 	×
全体を「地下街」として再整備 	○